

1 保険料の払込方法



保険料の払い込みには、次の方法があります。

1 口座振替による 払い込み



- 指定の金融機関(当社が提携している金融機関に限ります。)の口座から一定の期日(振替日)に自動的に保険料を払い込む方法

(注) 保険料領収証は発行しません。

(振替結果は通帳などで確認してください。)

2 窓口での 払い込み



- 指定の郵便局または当社の支店にて保険料を払い込む方法



- 保険料の払込方法を変更したときは、保険料が変更となることがあります。例えば、口座振替による払い込みから窓口での払い込みに変更したときは、保険料が高くなる場合があります。
- 当社の承諾を得た場合を除き、郵便局または当社の支店から何う集金人に払い込む方法(集金人を通じての払い込み)の取り扱いはありません。
- 当社の定める条件を満たさなくなったときは、当社は保険料の払込方法を変更することがあります。例えば、口座振替による払い込みから窓口での払い込みに変更することがあります。

2 保険料の前納払込み



将来の保険料を当月分と合わせて3カ月分以上まとめて払い込むと、保険料の割引をします。割引額は、金利の変動などに応じて見直し、金融情勢などによっては割引をしない場合があります※①。

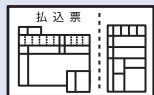
- 次の場合は、「口座振替による払い込み」および「金融機関の払込票」により、将来の保険料をまとめて払い込むことができます。

口座振替による払い込み



- 当月分と合わせて**1年以下**の保険料をまとめて払い込む場合
- 保険料の払い込み中に、保険料払込期間の残期間すべての保険料をまとめて払い込む場合
- 保険料払込期間のすべての保険料をまとめて払い込む場合

「金融機関の払込票」による払い込み



- 当月分と合わせて**1年以上**の保険料をまとめて払い込む場合
- 保険料の払い込み中に、保険料払込期間の残期間すべての保険料をまとめて払い込む場合
- 保険料払込期間のすべての保険料をまとめて払い込む場合

- 特約保険料は、特約を付加した基本契約の保険料と合わせて、同一月分を払い込んでください。



- 前納払込みのご利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。契約内容によっては取り扱いできない場合があります。

■ 約款参照……長寿支援約款「第11条」、災害「第12条」、傷医「第14条」、総医「第16条」

※① Web参照……割引額は金融情勢などにより変動することがあります。

具体的な「前納払込保険料」は、当社Webサイト(<https://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

3 保険料の払込猶予期間・契約の失効など

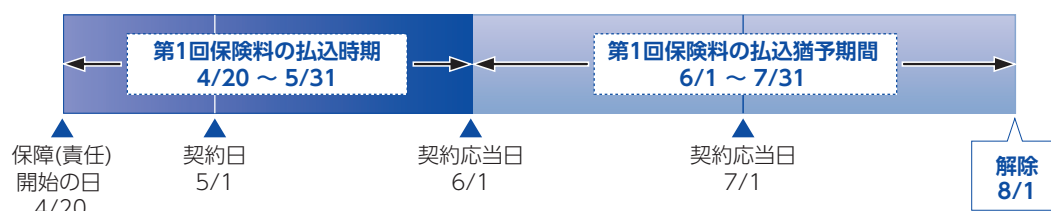


保険料の払い込みが遅れると、契約は解除または失効となります。

- 保険料は「**払込時期**」内に払い込んでください。一時的に保険料の払い込みに差し支えがあるときは、「**払込猶予期間**」が設けられています。
 - 第1回保険料の「**払込猶予期間**」内に保険料の払い込みがないときは、「**払込猶予期間**」の最終日の翌日に契約を解除します。
 - 第2回以降の保険料の「**払込猶予期間**」内に保険料の払い込みがないときは、「**払込猶予期間**」の最終日の翌日に契約は効力を失います（「失効」といいます。）。
 - 契約が解除または失効になった場合、保障はなくなり、年金や特約保険金の受け取り、特約保険料の払込免除はできなくなります。
- 保険料の払込時期および払込猶予期間の例**

保障（責任）開始の日:4月20日 月ごとの契約応当日:各月1日

【第1回保険料の例】



第1回保険料は4/20から5/31の間に払い込んでください。払込猶予期間の最終日7/31までに、第1回保険料の払い込みがないときは8/1に契約を解除します。

【第2回以降の保険料の例】



9月分保険料は9/1から9/30の間に払い込んでください。払込猶予期間の最終日11/30までに、9月分保険料の払い込みがないときは12/1に契約は効力を失います。

失効後1年以内で年金支払事由発生日前であれば契約の復活*①を申し込むことができます。

📖 約款参照……………長寿支援約款「第6～8条」、災害「第10・18条」、傷医「第12・20条」、総医「第14・25条」

*①しおり48P参照…「契約の復活」

⚠
ご注意

- 第1回保険料の払い込みがない場合、特約保険料の払込免除や特約保険金の支払いはできません。
- 第1回保険料の払い込みがないまま契約が解除となった場合、解除となった日の翌日からその日を含めて1年以内は、あらためて契約を申し込んだとしても加入できません。また、第1回保険料の払い込みがないまま解約をした場合も、解約の請求をした日からその日を含めて1年以内は、あらためて契約を申し込んだとしても加入できません。
- 当社の商品には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払い込みができなくても、そのときの解約返戻金の範囲内で自動的に保険料が立て替えられる制度）の取り扱いはありません。
- 貸し付けを受けるときは、ご契約者による請求が必要です。

上記のほか、次の場合に特約は失効します。

- 基本契約が失効したとき
- 特約保険金の支払額が限度に達したとき
- 基本契約の変更に伴い特約基準保険金額が変更となる場合において、変更後の特約基準保険金額が当社の定めた最低保険金額に満たないとき

4 契約の復活



第2回以降の保険料の払込猶予期間内に保険料を払い込まなかったことにより契約が失効した場合、「失効後1年以内」で年金支払事由発生日前であれば、復活（基本契約・特約を有効な状態に戻すこと）の申し込みができます。

(1) 契約の復活とは

- 第2回以降の保険料の払込猶予期間内に保険料を払い込まなかったことにより契約が失効した場合、「失効後1年以内」かつ所定の条件を満たすことにより、契約を復活することができます。
- 特約を復活する場合、基本契約と併せて復活の申し込みを行う必要があります。
- 当社が復活の申し込みを承諾したときには、ご契約者に「契約内容案内書」をマイページへ電子的交付または郵送します。

(2) 必要な手続き

- 無配当総合医療特約(R04)を付加していて、基本契約と同時にその特約の復活を申し込むときは、健康状態などについてあらかじめ「告知」が必要です。
- 払い込みがなかった期間の保険料およびその利息(利息は、基本契約に限ります。以下、このページでは同じ。)をまとめて払い込んでください。

(3) 復活の保障(責任)開始の時期 図①

- 復活を当社が承諾したときには次の時から契約上の保障(責任)が開始となります。

①無配当総合医療特約(R04)を付加していないとき

「払い込みがなかった期間の保険料およびその利息の払い込み」が完了した時

②無配当総合医療特約(R04)を付加していて、基本契約と同時にその特約を復活したとき

「払い込みがなかった期間の保険料およびその利息の払い込み」および「告知」がともに完了した時



- 復活の申込日が年金支払事由発生日以後であるときや失効による返戻金を請求したとき、または復活により基本年金額や特約保険金額が**加入限度額**※②を超えるとときは、契約の復活はできません。
- 健康状態などによっては、復活できない場合もあります。
- 契約の復活の申し込みのときには、**クーリング・オフ制度**※③は適用されません。

■約款参照……………長寿支援約款「第12章」、災害・傷医・総医「第15章」

※①約款参照……………長寿支援約款「第25・34条」、災害「第32・41条」、傷医「第32・42条」、総医「第37・48条」

※②しおり12P参照……………「年金・特約保険金の加入限度額」

※③しおり16P参照……………「クーリング・オフ制度」

5 保険料の払い込みが難しい場合

保険料の都合がつかない場合でも、契約を有効に継続する方法があります。

- 下記の「基本契約の保険料額の減額変更」については、現在の基本契約が契約日を含めて2年以上継続している場合に利用できます。

一時的に保険料の都合がつかないとき

● 保険料振替貸付 ※①

解約返戻金額の一定の範囲内で、保険料に相当する金額の貸し付けを受け、これを保険料に充当する方法です。なお、貸付金には利息がつきます。

保険料の負担を軽くしたいとき

① 基本契約の保険料額の減額変更 ※②

基本契約の保険料額を減らすことで、以後の保険料を少なくする方法です。この場合、基本年金額は小さくなります。

② 特約保険金額の減額変更 ※③

特約の保険金額を減らすことで、以後の保険料を少なくする方法です。この場合、減額した部分の特約の保障はなくなります。

③ 特約の解約 ※④

特約を解約することで、以後の保険料を少なくする方法です。この場合、解約した特約の保障はなくなります。



- 利用に際しては、当社の定めた条件の範囲内での取り扱いとなります。
- 特約を解約した場合、以後、同一の特約または類似の特約は付加できなくなります。
(例えば、無配当災害特約を解約したあと、再度無配当災害特約を付加することはできません。また、無配当傷害医療特約(R04)を解約したあと、無配当総合医療特約(R04)を付加することはできません。)
- 長寿支援保険(低解約返戻金型)には、保険料払済契約への変更の取り扱いはありません。
- 基本契約の変更により、特約の保険金額が減額されることがあります。

※① しおり・約款参照…「契約者貸付制度」(55ページ)、長寿支援約款「第27条」、災害「第11条」、傷医「第13条」、総医「第15条」

※② しおり・約款参照…「現在の契約の解約・減額などを前提に新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ」(18ページ)、長寿支援約款「第19条」、災害「第23条」・「別表4」、傷医「第23条」・「別表3」、総医「第28条」・「別表3」

※③ しおり・約款参照…「現在の契約の解約・減額などを前提に新たな契約の申し込みを検討されているお客さまへ」(18ページ)、災害・傷医「第24条」、総医「第29条」

※④ しおり・約款参照…「契約の解約と返戻金」(57ページ)、災害・傷医「第28条」、総医「第33条」